

総

務

Hello!
NEW
新居浜

新しい採用試験
始めます！

試験対策不要!!



総務

1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 2万546.33㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 約180台(来客用)</p> <p>建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川 東 支 所	別 子 山 支 所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷 地 面 積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建 築 年 月 日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建 設 事 業 費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(31.3.31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	25,060	259	19,501	19,760	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	14,668	27	8,495	8,522
		そ の 他 の 施 設	688,512	168	59,247	59,415
	公 共 用 財 産	学 校	470,626	1,893	165,219	167,112
		公 営 住 宅	227,765	6,094	122,171	128,265
		公 園	883,386	2,573	5,688	8,261
		そ の 他 の 施 設	1,076,806	5,937	108,233	114,170
小 計		3,386,823	16,951	488,554	505,505	
普通財産	山 林	48,117,576	188	30	218	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	294,590	5,359	26,702	32,061	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	65,577	0	0	0	
	小 計	48,477,743	5,547	26,732	32,279	
合 計		51,864,566	22,498	515,286	537,784	

(2) 物 権

(31.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,437
借 地 権	196,464
無 償 借 地 権	104,351
合 計	370,252

(3) 有価証券

(31.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,775

(4) 出資による権利

(31.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛媛県漁業信用基金協会	2,100
愛媛県農業信用基金協会	510
(有)別子木材センター	34,880
新居浜市土地開発公社	10,000
(社福)新居浜社会福祉事業協会	1,000
地方公共団体金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
(公財)愛媛の森林基金	14,618
(公財)えひめ海づくり基金	13,472
(公財)新居浜市文化体育振興事業団	50,000
(公財)えひめ産業振興財団	17,913
(公財)愛媛県国際交流協会	3,789
(一財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金	3,135
(公財)えひめ東予産業創造センター	375,905
(公財)愛媛県暴力追放推進センター	11,582
(一財)愛媛県廃棄物処理センター	547
(公財)えひめ農林漁業振興機構	16,834
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
(公財)愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	599,354

(5) 基金 (31.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特別奨学基金	30,948
奨学資金貸付基金	99,662
青野記念奨学基金	72,899
入学準備金貸付基金	2,162
財政調整基金	5,040,640
体育施設建設基金	694,794
平尾墓園管理基金	87,477
文化振興基金	822,862
寺尾音楽教育振興基金	9,706
減債基金	707,021
図書館図書整備基金	35,893
地域福祉基金	394,262
生活文化まちづくり基金	3,397
国際交流基金	32,601
工藤交通災害遺児修学基金	10,310
ふるさと・水と土保全対策基金	10,087
国民健康保険財政調整基金	309,965
介護給付費準備基金	763,145
浮川健康づくり基金	50,835
公共施設整備基金	720,993
別子山振興基金	316,519
災害対策基金	138,511
こども夢未来基金	1,505
合併振興基金	1,565,893
あかがね基金	216,084
環境保全基金	79,159
ものづくり産業振興基金	75,255
美術品購入基金	112,549
合 計	12,405,134

(債権額等含む)

財政調整基金	令和元年5月31日	1,040,849千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和元年5月31日	7,677千円	取崩し
文化振興基金	令和元年5月31日	3,078千円	取崩し
減債基金	令和元年5月31日	200,000千円	取崩し
地域福祉基金	令和元年5月31日	39,899千円	取崩し
生活文化まちづくり基金	令和元年5月31日	784千円	取崩し
国際交流基金	令和元年5月31日	1,313千円	取崩し
公共施設整備基金	令和元年5月31日	233,671千円	取崩し
別子山振興基金	令和元年5月31日	15,298千円	取崩し
合併振興基金	令和元年5月31日	59,221千円	取崩し
あかがね基金	令和元年5月31日	18,740千円	取崩し
環境保全基金	令和元年5月31日	7,815千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守であり、地方自治法や各種関係法令、また平成27年度に「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理課が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理課が移管引き受けし、債権回収を進めている。

(4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権を中心に、債権管理課と所管課との共同処理により、小額訴訟等の法的措置を実施するなど、債権回収を進めている。

(1) 平成29年12月1日 共同処理開始分

(31.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	7件	3,724,690円	0件	7件	1,360,440円
奨学資金貸付基金貸付金(学校教育課)	2	1,282,000	0	2	394,000
入学準備金貸付基金貸付金(学校教育課)	2	80,000	0	2	80,000
子ども手当返還金(子育て支援課)	2	46,000	1	1	10,000
し尿処理手数料(環境保全課)	1	3,880	0	1	3,880
合計	14	5,136,570	1	13	1,848,320

(2) 平成30年11月22日 共同処理開始分

(31.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	10件	6,228,839円	0件	7件	1,189,553円
災害援護資金貸付金(地域福祉課)	1	1,871,250	0	1	25,000
損害賠償金(学校教育課)	2	1,050,000	0	0	0
合計	13	9,150,089	0	8	1,214,553

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	28	29	30
		件 数	金 額	件 数	金 額
工事請負契約	市内業者	件数	360	342 (2)	301
		金額	5,980,110	5,818,052 (1,759,644)	3,847,280 (208,008)
	市外業者	件数	26	36 (3)	40 (1)
		金額	540,258	4,347,043 (2,273,724)	1,722,893 (485,352)
	小 計	件数	386	378 (5)	341 (1)
		金額	6,520,368	10,165,095 (4,033,368)	5,570,173 (693,360)
物品購入契約		件数	3,254	3,091	3,256
		金額	414,576	237,343	300,431

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(31.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者							
個 人 市 民 税	均等割	定額 3,500円		57,333人							
	所得割	6.0%		(30年度)							
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 300万円 22 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 175万円 9 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 41万円 198 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 40万円 29 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 16万円 152 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 15万円 40 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 13万円 527 社							
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 12万円 23 社							
		上記以外の法人等		年額 5万円 2,636 社							
		合 計			3,636 社						
法 人 税 割	12.1 100										
軽 自 動 車 税	原動機付自転車		(課税台数)								
	ア	第1種原付50cc以下	年額 2,000円	9,430台							
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	941台							
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,022台							
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 3,700円	89台							
	軽自動車及び小型特殊自動車										
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,120台							
	イ	3輪のもの	(新税率)	年額 3,100円	0台						
			(重課税率)	年額 3,900円	0台						
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	1台						
			(" 50%軽減)	年額 1,000円	0台						
			(" 25%軽減)	年額 2,000円	0台						
			ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	(新税率)	年額 3,000円	0台		
							(重課税率)	年額 5,500円	3台		
							(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,900円	1台		
					ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	自家用	(新税率)	年額 8,200円	1台
									(重課税率)	年額 1,800円	0台
									(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 3,500円	0台
			(" 50%軽減)	年額 5,200円					1台		
	(" 25%軽減)	年額 7,200円	17,925台								
(新税率)	年額 10,800円	6,332台									
ウ	4輪以上のもの	貨物用のもの	営業用	(重課税率)	年額 12,900円	7,101台					
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 2,700円	0台					
				(" 50%軽減)	年額 5,400円	358台					
				(" 25%軽減)	年額 8,100円	1,023台					
				ウ	4輪以上のもの	貨物用のもの	自家用	(新税率)	年額 3,000円	79台	
								(重課税率)	年額 3,800円	35台	
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,500円	46台									
(" 50%軽減)	年額 1,000円	0台									
(" 25%軽減)	年額 1,900円	0台									
(新税率)	年額 2,900円	12台									
エ	農耕作業用自動車	(重課税率)	年額 4,000円	4,240台							
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 5,000円	1,913台							
		(" 50%軽減)	年額 6,000円	3,876台							
		(" 25%軽減)	年額 1,300円	0台							
		オ	ボートトレーラー	(新税率)	年額 2,500円	0台					
				(重課税率)	年額 3,800円	96台					
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 2,400円			94台							
カ	その他のもの	(新税率)	年額 3,600円	31台							
		(重課税率)	年額 5,900円	109台							
キ	2輪の小型自動車	(新税率)	年額 6,000円	1,700台							
				計 58,579台							

税目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市たばこ税	1,000本につき5,692円(旧3級品以外) 1,000本につき4,000円(旧3級品)	7社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,832人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	36,791人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(30.7.1現在・単位：人)

区分	年	26	27	28	29	30
普通徴収		12,433	8,317	7,486	8,770	6,823
特別徴収(給与)		34,052	39,099	39,720	39,158	39,629
特別徴収(年金)		10,122	9,187	9,640	9,277	11,039
計		56,607	56,603	56,846	57,205	57,491

イ 法人

(30.7.1現在・単位：社)

区分	年	26	27	28	29	30
法人均等割納税義務者数		3,463	3,497	3,547	3,559	3,636

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(31.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積(m ²)	7,909,795	6,093,439	25,021,620	28,058	60,411,696	103,857	4,081,590	103,650,055
	法定免税点以上(m ²)	7,066,302	4,793,475	24,831,501	20,152	57,948,029	77,930	3,970,539	98,707,928
決定価格	総額(千円)	1,392,718	1,199,075	477,215,144	58,363	916,386	3,169	29,378,667	510,163,522
	法定免税点以上(千円)	1,317,434	1,151,420	475,572,280	58,128	877,696	2,441	29,192,779	508,172,178
課税標準額(千円)		1,110,780	862,262	194,192,966	40,712	877,696	2,284	20,071,373	217,158,073
筆数	評価総筆数	13,040	12,252	115,792	33	8,805	212	10,333	160,467
	法定免税点以上	11,451	9,041	113,206	25	6,877	169	8,607	149,376
単価 当り 価格	平均価格(円/m ²)	176	197	19,072	2,080	15	31	7,198	4,922
	最高価格(円/m ²)	38,431	41,650	79,433	13,875	48	8,386	70,030	79,433

イ 家屋

(31.4.1現在)

区 分	総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ($\frac{B}{A}$)	
納 税 義 務 者 (人)	43,437	4,215	39,222	90.30	
棟 数	木 造	54,891	4,860	50,031	91.15
	木造以外	19,292	272	19,020	98.59
	計	74,183	5,132	69,051	93.08
床 面 積 (m ²)	木 造	4,754,510	272,992	4,481,518	94.26
	木造以外	4,624,920	5,832	4,619,088	99.87
	計	9,379,430	278,824	9,100,606	97.03
決定価格 (千円)	木 造	96,541,360	369,933	96,171,427	99.62
	木造以外	152,738,454	20,089	152,718,365	99.99
	計	249,279,814	390,022	248,889,792	99.84
単価当り 価格 (円/m ²)	木 造	20,305	1,355	21,460	—
	木造以外	33,025	3,445	33,062	—

ウ 償却資産

(31.4.1 現在)

区分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特 例規定の適用 を受けるもの	左記以外のもの	
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	37,438,427	36,715,091	356,014	36,359,077
	機 械 及 び 装 置	145,383,872	141,705,951	2,453,537	139,252,414
	船 舶	2,663,316	1,363,179	1,300,136	63,043
	車 両 及 び 運 搬 具	840,188	840,188		840,188
	工 具 器 具 備 品	14,442,673	14,384,290	29,051	14,355,239
	小 計 (イ)	200,768,476	195,008,699	4,138,738	190,869,961
法条 第三 関八 九係	総 務 大 臣	31,905,225	29,815,833		
	県 知 事	54,703	54,579		
	小 計 (ロ)	31,959,928	29,870,412		
合 計 (イ) + (ロ)	232,728,404	224,879,111			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況（滞納繰越分含む）

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
26	19,581,696	18,920,673	96.62 %
27	19,855,434	19,264,958	97.03
28	19,167,450	18,628,883	97.19
29	19,622,272	19,170,546	97.70
30	19,151,390	18,742,327	97.86

イ 平成30年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率	
市 民 税	個 人	5,912,189	5,795,913	98.03 %
	法 人	1,826,306	1,820,425	99.68
	小 計	7,738,495	7,616,338	98.42
固 定 資 産 税	8,997,401	8,765,842	97.43	
交 付 金	11,544	11,544	100.00	
特 別 土 地 保 有 税	0	0	—	
軽 自 動 車 税	404,582	379,264	93.74	
市 た ば こ 税	800,015	800,015	100.00	
入 湯 税	519	519	100.00	
都 市 計 画 税	1,198,834	1,168,805	97.50	
総 計	19,151,390	18,742,327	97.86	

6 職 員

(1) 職員数

(31.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	615	402	210			612
上下水道局	68	26	32			58
消防長の事務部局	134	134				134
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	34	4		7	45
その他の教育機関	64	7	8	25	6	46
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	956	626	254	25	13	918

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(31.4.1 現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	9	29	54	87	148	54	64	51	496
構成比(%)	1.8	5.9	10.9	17.5	29.8	10.9	12.9	10.3	100.0

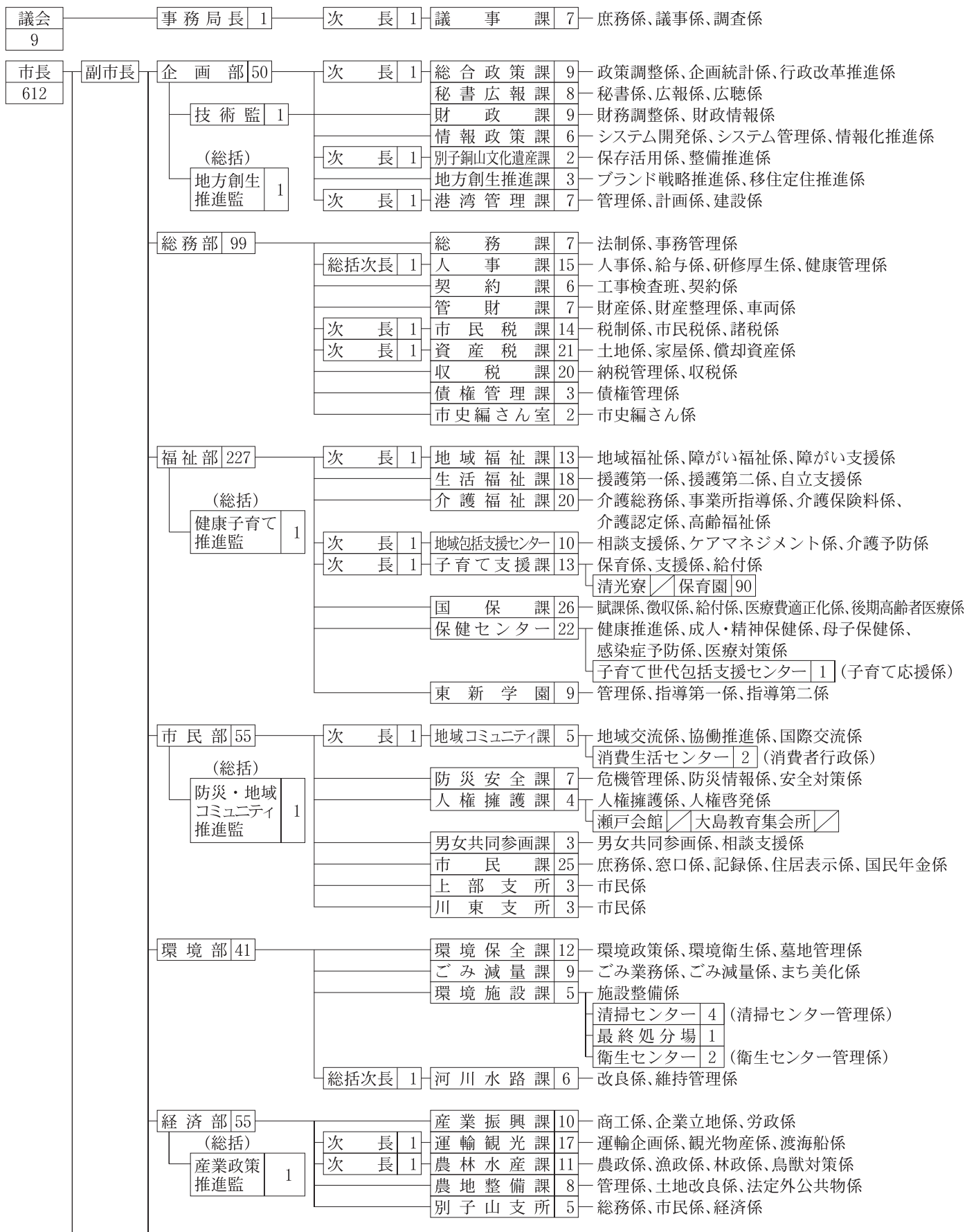
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

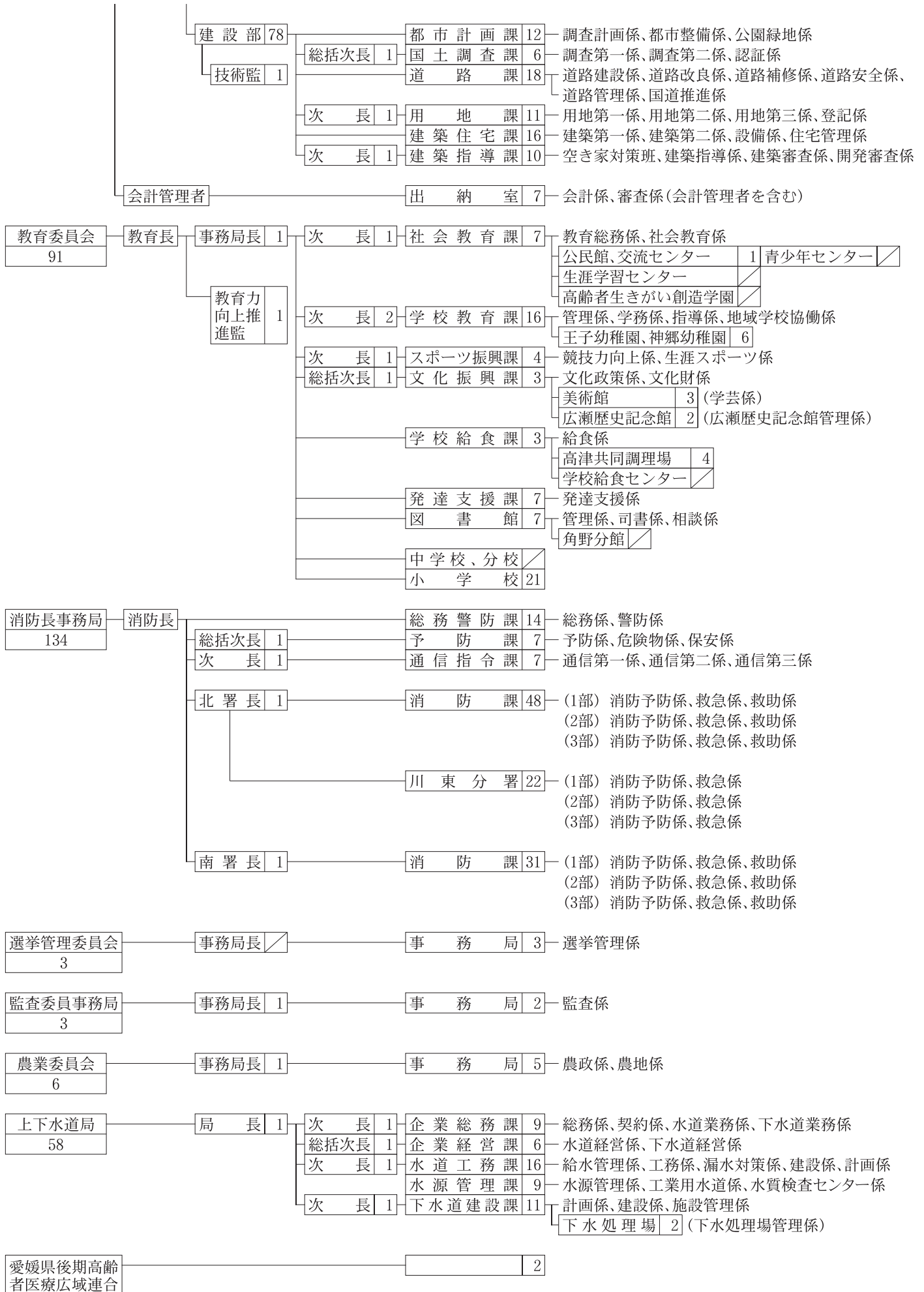
注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(31.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部

を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。

課(室)の所属、名称、所管等の変更
出納室の設置

- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
- 5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
- 6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
- 7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
- 8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
- 9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質

- 検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。
選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行
- 政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。
防災安全課を市民部に配置替。
契約課に工事検査班を設置。
福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。
男女共同参画課に相談支援係を新設。
商工労政課に企業立地係を新設。
スポーツ文化課に国体準備係を新設。
工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。

- スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。
- 児童福祉課を子育て支援課に、商工労働課を産業振興課に名称変更。
- 保健センターに医療対策係を新設。
- 区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。
- スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。
- 国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。
- 子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。
- 生活福祉課に自立支援係を新設。
- 地域福祉課に障がい支援係を新設。
- 市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。
- 環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。
- 別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。
- 社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。
- 企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。
- 水道局工務課に計画係を新設。
- 消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
- 建築指導課に空き家対策班を設置。
- 都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
- 別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
- スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
- 郷土美術館、工業試験場を廃止。
- 端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
- 学校教育課に地域学校協働係を新設。
- スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
- 総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
- 図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
- 地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
- 債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
- 図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
- 地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
- 保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
- 保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
- 下水道管理課に総務係を新設。
- 農林水産課に鳥獣対策係を新設。
- 国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
- 地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
- 環境部に河川水路課を新設。
- 環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
- 上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注 3：平成28年12月に改正した農業委員会委員の報酬額は、従前の例により在任する委員の任期満了の日の翌日から適用する。

部会の廃止に伴い、農業委員会部会長の報酬を廃止する。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(31.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	449,545	35	10	58	6	457,100	37	1	59	0	445,200	34	1	57	5
次長相当職	39	424,213	34	0	56	7	434,700	37	1	59	8	424,900	30	1	54	2
課長相当職	44	403,250	32	7	55	5	409,000	32	1	54	10	400,600	36	1	59	4
主・技幹相当職	34	401,659	31	6	54	1	404,400	33	1	56	11	400,100	16	1	50	8
副課長相当職	142	386,756	28	5	51	0	393,000	41	1	59	5	376,800	22	1	44	11
係長相当職	157	363,858	23	1	45	1	381,000	41	1	59	3	339,200	16	1	38	11
主査相当職	114	358,221	23	11	45	7	381,000	35	1	59	2	316,400	15	1	37	5
主任相当職	107	285,155	12	5	36	9	350,000	23	1	46	0	258,900	9	1	31	7
主事相当職	238	210,557	3	11	29	7	304,200	33	1	53	3	148,600	0	1	18	5
技能労務職	25	358,460	27	1	56	9	381,000	39	1	59	3	362,100	27	1	45	9
教育職	7	420,434	28	6	52	0	433,958	33	9	57	3	393,658	25	1	47	10
計	918	324,945	19	4	42	11										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	148,600円
中級（短大卒）	”	161,300円
上級（大学卒）	”	180,700円

ウ ラスパイレス指数

年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
指数	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9	99.9	100.0	99.6	99.7
				参考値 100.9	参考値 100.3					

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成30年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	30年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	30人	計9日	前期 5階大会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師 3市合同研修 四国中央市 四国中央市消防防災センターほか 中期 5階大会議室 アビリティセンター(株) 各所属長 庁内講師 後期 マリンパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	29人	計6日	産業遺産研修 旧別子ほか 施設体験事前研修 5階大会議室 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 社会福祉協議会 川口恵里奈ほか 庁内講師 特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設 合同研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	20人	1日	イオン新居浜会議室 消防コミュニティ防災センター イオン教育リーダー、庁内講師ほか
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	18人	1日	5階大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	24人	1日	5階大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	17人	2日	消防コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 中村寛
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	24人	2日	5階大会議室 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	16人	1日	5階大会議室 岡山理科大学 秦敬治

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	8人	1日	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	63	2	5階大会議室 庁内講師
特別研修 「プロジェクトチーム方式による政策形 成研修」	推薦職員及び希望職員	19	3	5階大会議室ほか 日本経営協会 今井和興
特別研修 「職場における人材育成 ～OJTと新 職員提案制度～」	各課所長	77	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター FPM-α 今井和興
特別研修 「人物試験評価者研修」	職員採用試験面接官 人事担当者 ほか	20	1	消防コミュニティ防災センター 日本人事試験研究センター 井上敦
特別研修 「シティブランドプロモーション研修」	希望職員	101	3 (3班)	5階大会議室 (株)アイムービック 町田祐一郎 ほか
特別研修 「技術職員研修」	技術職員	133	4	5階大会議室 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員 (主事級及び主任級)	35	2	5階大会議室 庁内講師
特別研修 「交通安全研修」	全職員	907	1 (3班)	市民文化センター中ホール 新居浜警察署交通課長 玉田晃雄
特別研修 「文化行政研修 ～第1回 市史編さん記 念講演会」	希望職員	42	1	リーガロイヤルホテル新居浜 2階 伊予の間 三重大学 藤田達生
特別研修 「情報セキュリティ対策研修」	部局長・総括次長、次長、 各課所長	74	1 (2班)	5階大会議室 愛媛県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対策課 杉野昇
OA研修 情報セキュリティコース マイナンバー利用事務・関係事務コース	全職員(4年間に分けて 実施) 初年度	608	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「別子銅山訪問研修」	希望職員	10	1 (5班)	旧別子ほか 庁内講師
特別研修 「ハラスメント防止研修」	ハラスメント相談員 ほか	28	1	消防コミュニティ防災センター (一財)公務人材開発協会 藤原徳子
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「イクボス研修 ～ワークライフバラ ンス推進講座」	①平成29・30年度に主・技 幹に昇任した職員 ②副課長級の職員	134	1	消防コミュニティ防災センター Amano Ami Office 天野淑子
特別研修 「ライフデザイン研修」	希望職員(女性)	13	1	消防コミュニティ防災センター FPM-α 三好美穂子 庁内講師
特別研修 「防災HUG訓練研修」	希望職員	28	1	消防コミュニティ防災センター (一財)消防防災科学センター 毛利泰明

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		133 ^人	1月～ 2月 ^日	地域交流センター ほか
人権・同和教育指導者養成研修	課所長	108	1 (2班)	大会議室
人権クロスミーティング(基礎編)	平成28、29年度 新規採用職員	47	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇 任職員	42	1	消防コミュニティ防災センター
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
監査委員特別講座	庁内人選	1 ^人	3 ^日	千葉市
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1	9	千葉市
広報・広聴の効果的実践	庁内人選	1	11	千葉市
自治体財政運営講座	庁内人選	1	9	千葉市
生活保護と自立支援対策	庁内人選	1	5	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
住民税課税事務(JAMPと共同実施)	庁内人選	2	11	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
廃棄物処理と3Rの推進	庁内人選	1	5	千葉市
コミュニティづくりを核とした地域政策	庁内人選	1	9	千葉市
文化・芸術の活用による地域の活性化	庁内人選	1	5	千葉市
行政と教育の連携による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
管理職をめざすステップアップ講座	庁内人選	2	5	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
魅力ある地域づくりの実践	庁内人選	1	11	千葉市
地域ブランド等観光戦略の実践	庁内人選	1	9	千葉市
長期ビジョンの策定方法と実践	庁内人選	1	5	千葉市
上下水道事業の経営管理	庁内人選	1	5	千葉市
児童虐待防止対策	庁内人選	3	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
行政評価を核とするマネジメント	庁内人選	1 ^人	3 ^日	大津市
災害発生時のマネジメント	庁内人選	2	3	大津市
自治体の広報	庁内人選	1	3	大津市
自治体の自立的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
社会福祉法人制度改革と自治体実務	庁内人選	2	3	大津市
自治体外国人施策の実務	庁内人選	1	3	大津市
働き方改革	庁内人選	1	3	大津市
民間企業に学ぶ人材確保・人材育成	庁内人選	1	2	大津市
法令実務A	庁内人選	1	4	大津市
鳥獣被害と自治体の対応	庁内人選	1	3	大津市
オープンデータ、ビッグデータ等を活用した自治体政策	庁内人選	1	3	大津市
災害時における外国人への支援セミナー	庁内人選	1	3	大津市
これからの農業を考える	庁内人選	1	3	大津市
イノベーションによる地域産業の振興	庁内人選	1	3	大津市
空き家対策	庁内人選	1	3	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
アート(文化芸術)を活用した地域振興	庁内人選	1	3	大津市
提案を実現するための技法	庁内人選	2	3	大津市
生涯学習によるまちづくりを考える	庁内人選	1	3	大津市
シニアマネージャー研修	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
法制執務	庁内人選	2 ^人	2 ^日	松山市
経営分析基礎	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上①	庁内人選	3	2	松山市
民法	庁内人選	1	2	松山市
折衝力交渉力	庁内人選	1	2	松山市
協働型政策立案	庁内人選	2	2	松山市
問題発見・解決	庁内人選	1	2	松山市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方自治法①	庁内人選	3 ^人	2 ^日	松山市
愛媛県次長部長セミナー	庁内人選	1	1	松山市
市町課長級研修第39期	庁内人選	1	4	松山市
市町係長研修第80期	庁内人選	1	2	松山市
市町係長研修第81期	庁内人選	2	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	1	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	1	2	松山市
課題解決創造力・実践力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
接遇指導者養成講座	庁内人選	1	1	松山市

(7) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)第182期	庁内人選	1 ^人	67 ^日	東京(立川)

(8) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
土木施工管理	担当者	1 ^人	4 ^日	小平市
建築工事監理Ⅱ	担当者	1	6	小平市
都市計画Ⅱ	担当者	1	6	小平市
コンクリート構造物の維持管理・補修	担当者	1	4	小平市

(9) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ	担当者	1 ^人	18 ^日	戸田市

(10) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方自治体における定員管理と定数算定の進め方	担当者	1 ^人	2 ^日	東京
臨時・非常勤職員の任用と管理実務セミナー	担当者	1	2	大阪

(11) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
廃棄物行政担当者研修会	担当者	1 ^人	3 ^日	大野城市

(12) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報セミナー2018	担当者	1 ^人	2 ^日	横浜市

(13) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
基礎計量教習	担当者	1 ^人	13 ^日	つくば市

(14) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県等派遣	庁内人選	5 ^人	365 ^日	愛媛県等

(15) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 ^人	2 ^日	大津市

(16) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	小樽市他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	東神楽町他
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	室蘭市他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	室蘭市他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	ひたちなか市他
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	紫波町他
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	八戸市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	幕別町他

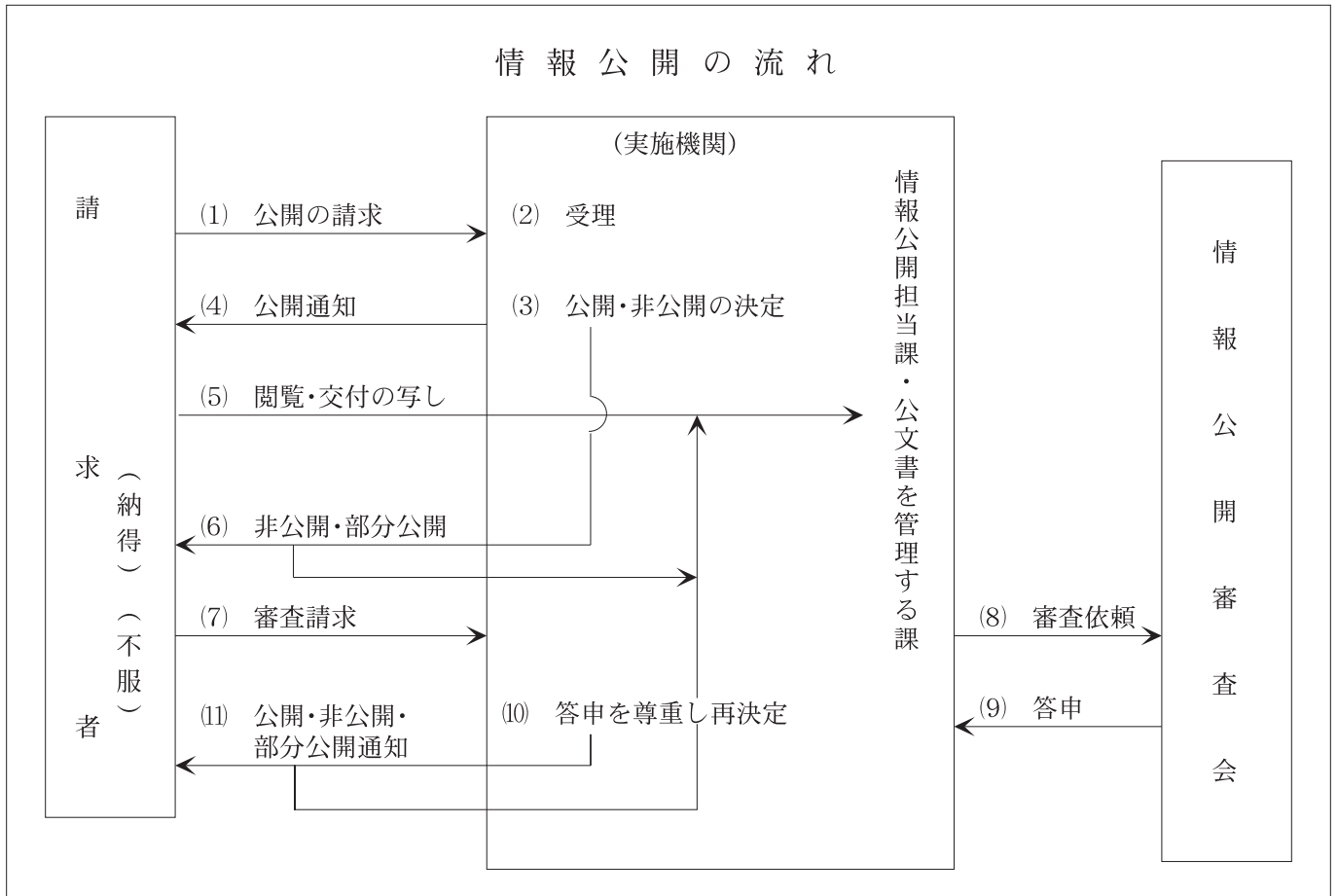
(17) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公務人材開発協会「給与実務研修会」	担当者	1 ^人	2 ^日	東京
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	2	2	徳島県神山町
第12回九州オフサイトミーティング	担当者	1	3	平戸市

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して公開するかどうかを裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	29		30	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	34	18	27	13
部分公開	10	2	10	4
非公開	2	1	0	0
不存	0	0	0	0
在	0	0	0	0
却下	1	0	0	0
審査請求	0	0	0	1
合計	47	21	37	18

注：実施機関とは、市長(水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、公正な判断を行うため、個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成30年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、574件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	29		30	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	5	2	2	2
部分開示	1	2	3	4
不開示	0	0	0	0
不存	0	0	0	0
在	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
審査請求	0	0	0	0
合計	6	4	5	6

12 市 史 編 さ ん

4月1日に施行した「新居浜市史編さん審議会条例」の規定による市史編さん審議会において、市史編さん基本方針、刊行計画等を審議し、その計画に基づいて具体的な作業を進める。

市史編さん事業は、市民の理解と協力を得ながら進めていくべきものであることから、市民の関心を高めるための取り組みとして、誰もが手軽に読め、資料価値も高い刊行物を作成するため、今年度は資料収集及び原稿執筆作業を進める。